

○多久市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例

昭和55年9月26日

条例第28号

改正 昭和57年3月25日条例第3号

昭和58年3月18日条例第12号

昭和59年12月24日条例第24号

昭和61年6月27日条例第15号

平成元年12月22日条例第44号

平成5年10月13日条例第21号

平成7年3月24日条例第8号

平成10年3月31日条例第7号

平成15年7月7日条例第19号

平成16年6月25日条例第11号

平成18年6月30日条例第18号

平成20年3月28日条例第8号

平成21年6月24日条例第13号

平成23年12月21日条例第13号

平成27年6月30日条例第15号

平成28年7月29日条例第18号

(目的)

第1条 この条例は、母子家庭、父子家庭及び父母のない児童の医療費の一部を助成することにより生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 母子家庭の母 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する配偶者のない女子であって現に20歳未満の者を監護しているものをいう。

(2) 父子家庭の父 法第6条第2項に規定する配偶者のない男子であつ

て現に20歳未満の者を監護しているものをいう。

(3) 児童 18歳に達した日の属する年度の末日までの間にある者をいう。

(4) 父母のない児童 次に掲げるものをいう。

ア 父母と死別した児童

イ 父母の生死が明らかでない児童

ウ 父母から遺棄されている児童

エ 父母が海外にあるためその扶養を受けることができない児童

オ 父母が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているためその扶養を受けることができない児童

カ 父母が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができない児童

(5) 社会保険各法 次に掲げる法律をいう。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）

イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）

ウ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

オ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

キ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

(6) 保険給付 社会保険各法に規定する療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費、高額療養費及び高額介護合算療養費をいう。ただし、食事療養に関するものは除くものとする。

(7) 一部負担金 社会保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額をいう。

(助成の対象者)

第3条 この条例に定める医療費の助成対象者（以下「助成対象者」という。）は、社会保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは被扶養者で

あり、かつ、多久市内に住所を有する母子家庭の母及びその者に監護されて
いる児童、父子家庭の父及びその者に監護されている児童又は父母のない児
童とする。

(助成の制限)

第4条 助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の規定にかかわらずこの条例に定める医療費を支給しない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）その他の法令等により、医療費の全額給付を受けるとき。
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の適用により医療費の給付を受けるとき。
- (3) 多久市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和58年多久市条例第2号）により医療費の助成を受けるとき。
- (4) 当該母子家庭の母若しくは当該父子家庭の父若しくは当該父母のない児童の養育者又はそれらの配偶者若しくは民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で、それらの者と生計を同じくする者（以下「扶養義務者」という。）の前年の所得が、それぞれ次に掲げる額以上であるとき。

ア 母子家庭の母及び父子家庭の父 児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「政令」という。）第2条の4第2項及び第6項に定める額

イ 父母のない児童の養育者 政令第2条の4第2項に定める額（当該養育者が児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第9条の2に規定する養育者に該当する場合は、政令第2条の4第7項に定める額）

ウ 母子家庭の母若しくは父子家庭の父若しくは父母のない児童の養育者の配偶者又は扶養義務者 政令第2条の4第8項に定める額

(助成の額)

第5条 市長は、助成対象者に係る保険給付につき、助成対象者又はその保護者が支払った一部負担金（社会保険各法による付加給付又は他の法令等の規定により国又は地方公共団体が負担する医療給付があるときは、一部負担金

からその額を控除した額) から、1月につき500円を控除した額を助成するものとする。

(受給資格の認定)

第6条 助成対象者又はその保護者は、前条に定める医療費助成金(以下「助成金」という。)を受けようとするときは、規則で定めるところにより受給資格の認定を受けなければならない。

(受給資格証の交付)

第7条 市長は、前条の規定により受給資格の認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)に対し、規則で定めるところにより受給資格証を交付する。

2 受給資格証の有効期間は交付した日から最初に到来する8月31日までとし、更新は9月1日とする。

(受給資格証の提示)

第8条 受給資格者は、医療を受ける場合は医療機関又は指定調剤薬局等に対し、受給資格証を提示するものとする。

(給付の方法)

第9条 第5条に定める助成金の給付は、規則で定めるところにより受給資格者の申請に基づき行うものとする。

2 市長は、前項に定める申請があったときは、その内容を審査し、助成金を決定し申請者に給付するものとする。

3 前項の申請は、第5条における一部負担金を負担した日から起算して1年以内に行わなければならない。

(届出の義務)

第10条 受給資格者は、規則で定める事項について変更があったとき、又は受給資格を失ったときは速やかに市長に届け出なければならない。

(助成金の返還)

第11条 市長は、偽りその他の不正行為により助成金の給付を受けた者があるときは、その者から当該助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、助成金の給付事由が第三者の行為によって生じ、かつ、この条例による助成金を給付した場合において、給付を受けた者が第三者から同一の事由について損害賠償金の支払いを受けたときは、当該助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第12条 この条例による給付を受ける権利は、他に譲り渡し、又は担保に供することができない。

(規則への委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和55年10月1日以降の診療に係る医療費から適用する。

附 則 (昭和57年条例第3号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和58年条例第12号)

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (昭和59年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、昭和59年10月1日以降の診療に係る医療費から適用する。

附 則 (昭和61年条例第15号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の多久市母子家庭医療費助成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第2項の規定は、昭和61年4月1日から適用し、昭和61年3月31日以前に行われた診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第4条第2号の規定は、昭和61年8月1日以降の診療に係る医療費から適用し、昭和61年7月31日以前に行われた診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成元年条例第44号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年条例第21号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の多久市母子家庭等医療費助成に関する条例は、平成5年10月1日から適用し、平成5年9月30日以前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成7年条例第8号）

（施行期日）

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成7年3月31日以前に行われた医療に係る医療費の助成については、この改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成10年条例第7号）

この条例は、公布の日から施行し、平成10年1月1日から適用する。

附 則（平成15年条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年条例第11号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の改正規定は平成16年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の多久市母子家庭等医療費助成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の多久市母子家庭等医療

費助成に関する条例第7条の規定により交付されている受給資格証は、改正後の条例第7条の規定により交付されたものとみなす。

附 則（平成18年条例第18号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成20年条例第8号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第13号）

（施行期日等）

- 1 この条例中第1条の規定は、公布の日から施行し、同条による改正後の多久市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の規定は、平成20年4月1日以後の医療に係る医療費の助成から適用する。

- 2 この条例中第2条の規定は、平成21年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 3 この条例中第2条の施行の前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

- 4 この条例の施行の際現に、改正前の多久市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第7条第1項の規定による受給資格証の交付を受けている者（一人暮らしの寡婦に限る。）の医療費の助成については、平成21年10月1日から平成23年9月30日までの間は、改正後の多久市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（以下「新条例」という。）第3条に規定する助成対象者とみなし、新条例の規定を適用する。ただし、当該助成対象者に係る助成の制限については、新条例第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 5 前項の規定により助成対象者にみなされた者の新条例第5条の規定の適用については、同条中「500円」とあるのは、平成21年10月1日から平

成 2 2 年 9 月 3 0 日 まで に 行 わ れ た 医 療 に 係 る 医 療 費 の 助 成 に つ い て は
「 1 , 0 0 0 円 」 と し 、 平 成 2 2 年 1 0 月 1 日 か ら 平 成 2 3 年 9 月 3 0 日 ま
で に 行 わ れ た 医 療 に 係 る 医 療 費 の 助 成 に つ い て は 「 2 , 0 0 0 円 」 と す る 。

附 則 (平 成 2 3 年 条 例 第 1 3 号) 抄

(施 行 期 日)

1 この 条 例 は 、 平 成 2 4 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

附 則 (平 成 2 7 年 条 例 第 1 5 号)

こ の 条 例 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

附 則 (平 成 2 8 年 条 例 第 1 8 号)

こ の 条 例 は 、 平 成 2 8 年 8 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

○多久市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則

昭和55年9月26日

規則第9号

改正 昭和57年6月25日規則第5号

昭和59年12月24日規則第20号

平成5年3月29日規則第15号

平成7年3月31日規則第11号

平成14年3月28日規則第13号

平成16年6月25日規則第12号

平成18年6月30日規則第15号

平成21年10月4日規則第11号

令和3年3月29日規則第6号

(目的)

第1条 この規則は、多久市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（昭和55年多久市条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(受給資格の申請)

第2条 条例第6条の規定により受給資格の認定を受けようとする者は、ひとり親家庭等医療費受給資格認定（更新）申請書（様式第1号）に同意書（様式第1号の2）を添えて提出しなければならない。

(受給資格証の交付等)

第3条 条例第7条の規定による受給資格証は、様式第2号による。

2 市長は、受給資格証を交付したときは、ひとり親家庭等医療費受給資格証交付台帳（様式第3号）に登録しなければならない。

3 市長は、受給資格がないと認めるときは、ひとり親家庭等医療費受給資格認定申請却下通知書（様式第4号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

4 条例第7条第2項に規定する受給資格証の更新手続きは、毎年8月1日から8月31日までに行わなければならない。

5 受給資格証の有効期間が満了したとき又は受給資格証に記載された受給資格者のすべての者が受給資格を失ったときは、受給資格証を速やかに市長に返還しなければならない。

(再交付)

第4条 受給資格者は、受給資格証を破損又は亡失したときは、市長にひとり親家庭等医療費受給資格証再交付申請書(様式第5号)により再交付を申請しなければならない。

(給付の申請)

第5条 条例第9条第1項に規定する申請は、月1回ひとり親家庭等医療費助成金申請書(様式第6号)及び高額療養費の適用を受ける者については、高額療養費受給状況申出書(様式第6号の2)により行うものとする。

(給付の決定等)

第6条 条例第9条第2項の規定により助成金を決定したときは、ひとり親家庭等医療費助成金決定通知書(様式第7号)により、給付不相当と認めたときは、ひとり親家庭等医療費助成金却下通知書(様式第8号)により、申請者に通知するものとする。

(届出)

第7条 条例第10条に規定する届出事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 受給資格者又は保護者等の住所、氏名
- (2) 被保険者名
- (3) 保険者名又は組合名
- (4) 保険証の記号番号
- (5) 附加給付金の内容
- (6) 受給資格の該当要件
- (7) その他必要な事項

2 前項各号に掲げる事項に係る届出は、ひとり親家庭等医療費受給資格変更届(様式第9号)により行わなければならない。

3 条例第10条に規定する受給資格を失ったときの届出は、ひとり親家庭等医療費受給資格喪失届(様式第10号)により行わなければならない。

(助成金の返還)

第8条 条例第11条の規定による助成金の返還通知は、ひとり親家庭等医療費助成金返還通知書(様式第11号)により行うものとする。

附 則

この規則は、昭和55年10月1日から施行する。

附 則(昭和57年規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和59年規則第20号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和59年10月1日から適用する。

附 則(平成5年規則第15号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成5年規則第26号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の多久市母子家庭等医療費助成に関する条例施行規則は、平成5年10月1日から適用し、平成5年9月30日以前に行われた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則(平成7年規則第11号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成14年規則第13号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成16年規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年規則第15号)

この規則は、平成18年8月1日から施行する。

附 則(平成21年規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

ひとり親家庭等医療費受給資格認定(更新)申請書							
助 成 対 象 者							
氏 名	続 柄	生 年 月 日	同居 別居	氏 名	続 柄	生 年 月 日	同居 別居
加 入 医 療 保 険 名							
保 険 の 名 称				保 険 証 記 号 番 号			
被 保 険 者 名				附 加 給 付 の 状 況		有 無	
発 行 機 関 の 名 称 ・ 所 在 地							
所 得 額				児 童 扶 養 手 当 ・ 母 子 福 祉 年 金 記 号 番 号			
振 込 み 先	金 融 機 関 名			口 座 番 号			
	銀 行 支 店			ふりがな			
	農 協 出 張 所			名 義 人			
金 庫 ・ 組 合 支 所							
上記により認定(更新)されるよう申請します。 年 月 日 多久市長 様 住所 申請者(受給者) 氏名							

※ 決 定 欄	該 当	ア 死 亡	非 該 当	ア 所得制限
		イ 離 婚		イ 児童の年齢超過
		ウ 遺 棄		ウ 配偶者がいるようになった
		エ 生 死 不 明		エ 一人暮らしでなくなった
		オ 疾 病		オ その他
		カ 拘 禁		()
		キ 未 婚 の 母		
		ク 一 人 暮 ら し の 寡 婦		
		ケ その他		

※印の欄は記入しないでください。

様式第1号の2(第2条関係)

同 意 書

多久市長 様

ひとり親家庭等医療費受給資格認定又は助成額の決定に関して、申請者及び世帯員の所得に関する課税資料等を調査することに同意します。

また、保険者に対し付加給付、高額療養費等の支給状況を調査することに同意します。

年 月 日

(受給者) 住所 _____

氏名 _____ 印
個人番号 (_____)

(世帯員)

氏名 _____ 印
個人番号 (_____)
氏名 _____ 印
個人番号 (_____)
氏名 _____ 印
個人番号 (_____)
氏名 _____ 印
個人番号 (_____)
氏名 _____ 印
個人番号 (_____)
氏名 _____ 印
個人番号 (_____)

- 注 1 別世帯であっても同居されている方は記名・押印(同意)ください。
2 多久市の課税台帳により所得等の状況を確認できる場合は、個人番号を省略することができます。

様式第2号(第3条関係)

(表 面)

(母子) 多久市ひとり親家庭等医療費受給資格証 (父子) (寡婦)					
番 号	受給者	氏 名			
		住 所			
受給資格者	氏 名	続柄	生年月日	備 考	
有 効 期 限		年 月 日 から 年 月 日 まで			
多久市長 印					
交 付 年 月 日		年 月 日			

(裏面)

注 意 事 項

- 1 この証は、あなたが医療費の支給を受ける資格があることを証する書類ですから大切に保管してください。
- 2 診療を受けるときは、保険証といっしょに医療機関の窓口に提示してください。
- 3 加入保険又はこの証に記載してある事項に変更があったときは、速やかに市役所に届出てください。
- 4 交通事故など第三者の行為によって生じた病気やけがで診療を受けるときは、市役所に届出てください。
- 5 死亡、転出等により受給資格を失ったときは、直ちにこの証を返還してください。
- 6 この証を貸与、譲渡することはできません。
- 7 偽りその他不正行為で助成を受けたときは、費用を返還させることがあります。

様式第3号(第3条関係)

多久市ひとり親家庭等医療費支給資格証交付台帳(母子・父子・寡婦)

資格証番号						申請者 受理年月日				資格証交付(更新) 再交付年月日	受領印
(ふりがな) 受給者	男女					住所	電話()			・	・
受給資格者	氏名	続柄	生年月日	性別	同居・別居	備考	・	・	・	・	
							・	・	・	・	
							・	・	・	・	
							・	・	・	・	
							・	・	・	・	
加入医療保険	被保険者名	記号番号	保険名	名称・所在地	附加給付	口座貯蓄金融機関					
						金融機関名	預金の種類	口座番号	口座名義		
備 考	監護している20歳未満の子(受給者以外) 児童扶養手当、母子福祉年金記号番号 配偶者の状況 所得額 扶養親族の数										

様式第4号(第3条関係)

第 号
年 月 日

様

多久市長



ひとり親家庭等医療費受給資格認定申請却下通知書

年 月 日付けで申請されたひとり親家庭等医療費受給資格につきましては、下記の理由により却下しましたので通知します。

記

(理由)

この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、多久市長に対して審査請求をすることができます。

なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日
の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、多久市を被告として(起訴に
おいて多久市を代表する者は多久市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起する
ことができます。

なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日
の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができ
ません。

様式第5号(第4条関係)

ひとり親家庭等医療費受給資格証再交付申請書	
年 月 日	
多久市長 様	住所 申請者 氏名
受給資格証書番号	
再交付を受ける理由(具体的に)	
ア 破 損	
イ 亡 失	
ウ その他	
(注) 破損(汚損)した場合は、旧受給資格証を添えて提出してください。	

様式第6号(第5条関係)

ひとり親家庭等医療費助成金申請書

年 月 日

多久市長 様

申請者 住所 多久市 多久町 区
 (受給者) 氏名
 TEL

下記のとおり医療費の給付を受けたく申請します。

[申請者記入欄] ※加入保険は国保・社保該当するほうに○をつけてください。

受給資格証 記号番号		加入保険	国保	社保
患者氏名		続柄		
患者の生年月日				

※加入保険・振込口座に変更のある場合は申し出てください。

[医療機関等記入欄]

保 険 診 療 額 (領 収) 証 明				
患者氏名				
診 療 月	年	月分(入院がある場合は、入院日数 日)		
	入 院	入 院 外	歯 科	調 剤
保険診療総点数	点	点	点	点
公費負担点数	点	点	点	点
保 険 診 療 一 部 負 担 額		円	円	円
訪 問 看 護 利 用 料				
上記の金額を領収しました。 年 月 日 医療機関等所在地 名称 氏名				

[市記入欄]

助 成 額 計 算 書

保険診療総額	保 険 者 給 付 割 合	保 険 診 療 一 部 負 担 額 ①	訪 問 看 護 利 用 料 ②	計 ③ = ① + ②
円	割	円	円	円
付加給付額 ④		円	備 考	
高額療養費 ⑤		円		
一部負担金(500円)該当⑥		有 ・ 無		
計 ⑦ = ④ + ⑤ + ⑥		円		
助成額⑧ = ③ - ⑦		円		

様式第6号の2(第5条関係)

高額療養費受給状況申出書

年 月 日

多久市長 様

申請者 住 所

氏 名

年 月診療月以前12月間に3回以上の高額療養費の支給を受けている こと
支給を受けていない こと
を申し出ます。

(支給を受けていない場合)

保険給付機関の証明

年 月診療月以前12月間に3回以上の高額療養費の支給を行っていないこと
を証明します。

保険給付機関 住 所

名 称

㊦

様式第7号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

多久市長



ひとり親家庭等医療費助成金決定通知書

さきに申請(請求)されたひとり親家庭等医療費助成金については、条例の定めるところにより、申請(請求)額から控除額(高額療養費、附加給付額、足切額)を差し引いて決定し、下記のとおり給付することになったので通知します。

記

区 分	給 付 対 象 者	決 定 額
月分		
月分		
月分		
計		

この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、多久市長に対して審査請求をすることができます。

なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、多久市を被告として(起訴において多久市を代表する者は多久市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

様式第8号(第6条関係)

第 号 年 月 日
様
多久市長 印
ひとり親家庭等医療費助成金却下通知書
年 月 日付で申請(請求)されたひとり親家庭等医療費助成金 の給付については、下記の理由により給付できないので通知します。
記
理 由

この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、多久市長に対して審査請求をすることができます。

なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、多久市を被告として(起訴において多久市を代表する者は多久市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

様式第9号(第7条関係)

ひとり親家庭等医療費受給資格変更届	
年 月 日	
多久市長 様 届出人 住所 (世帯主) 氏名	
受給資格証番号	
変更事項名	変 更 前
1 氏 名	
2 住 所	
3 加入医療保険	
(1) 被保険者名	
(2) 保険者名	変 更 後
(3) 記号番号	
(4) 附加給付の内容	
4 受給資格の該当要件	
5 受給資格者のうち一部の者に係る資格喪失	
6 その他()	
変更年月日	年 月 日

(注) この届には、受給資格証、被保険者証等を持参すること。

第 号

年 月 日

様

多久市長



ひとり親家庭等医療費助成金返還通知書

さきに支給した医療費助成金については、下記のとおり返還してください。

記

1 医療費

支給年月日	支給金額	返還金額
年 月 日	円	円

2 返還理由

3 返還金納付期限

年 月 日

4 返還金納付場所

この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、多久市長に対して審査請求をすることができます。

なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、多久市を被告として（起訴において多久市を代表する者は多久市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

様式第 1 号の 2 (第 2 条関係)

様式第 2 号 (第 3 条関係)

様式第 3 号 (第 3 条関係)

様式第 4 号 (第 3 条関係)

様式第 5 号 (第 4 条関係)

様式第 6 号 (第 5 条関係)

様式第 6 号の 2 (第 5 条関係)

様式第 7 号 (第 6 条関係)

様式第 8 号 (第 6 条関係)

様式第 9 号 (第 7 条関係)

様式第 1 0 号 (第 7 条関係)

様式第 1 1 号 (第 8 条関係)

(別添1)

子 発 1 0 3 0 第 1 号

令 和 2 年 1 0 月 3 0 日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 殿
中 核 市 市 長

厚生労働省子ども家庭局長

(公印省略)

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の公布等について（公布通知）

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号。以下「改正法」という。）が第201回通常国会で成立し、本年6月5日に公布された。これにより児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）が改正され、児童扶養手当と障害年金の併給調整に係る見直しが行われる。

これに伴い、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）等について所要の規定の整備を行うため、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和2年政令第318号。以下「改正政令」という。）が本日公布され、令和3年3月1日に施行するところである。また、改正法及び改正政令の施行に伴い、児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号）についても所要の整備を行うべく、児童扶養手当法施行規則の一部を改正する省令（以下「改正省令」という。）を近日中に公布し、改正政令と同じく令和3年3月1日に施行する予定である。

改正政令及び改正省令の内容は下記のとおりであるので、御了知の上、事務処理に遺漏のないようにされるとともに、管内市町村（特別区を含む。）及び福祉事務所に対する周知方をお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

記

第1 改正政令関係

1. 児童扶養手当法施行令の一部改正

- (1) 児童扶養手当法第13条の2第3項の規定による児童扶養手当の支給の制限に当たり、本人の障害を支給事由とし、国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定に基づく障害基礎年金と同様に日常生活能力の制約に着目してその者の生活を支えることを趣旨目的とする公的年金給付として、次に掲げる公的年金給付を規定すること。（第6条の4関係）

- ① 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第78条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第3条の規定

- による改正前の厚生年金保険法の規定に基づく障害年金（障害の程度が同法別表第一に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。）
- ② 恩給法（大正12年法律第48号）の規定（他の法律において準用する場合を含む。）に基づく増加恩給、傷病年金及び特例傷病恩給
 - ③ 雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第4条の規定による改正前の船員保険法の規定に基づく障害年金
 - ④ 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号）の規定に基づく障害年金
 - ⑤ 未帰還者留守家族等援護法（昭和28年法律第161号）の規定に基づく留守家族手当
 - ⑥ 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定に基づく障害補償年金、傷病補償年金、複数事業労働者障害年金、複数事業労働者傷病年金、障害年金及び傷病年金
 - ⑦ 国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）の規定（他の法律において準用する場合を含む。）に基づく傷病補償年金及び障害補償年金
 - ⑧ 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づく傷病補償年金及び障害補償年金並びに同法第69条第1項の規定に基づく条例の規定に基づく補償でこれらに相当するもの
 - ⑨ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第4条第1項の規定に基づく条例の規定に基づく傷病補償年金及び障害補償年金
 - ⑩ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「一元化法」という。）附則第37条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号）第1条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和33年法律第128号。以下「旧国共済法」という。）の規定に基づく障害年金（障害の程度が旧国共済法別表第三に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。）
 - ⑪ 一元化法附則第61条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第108号）第1条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定に基づく障害年金（障害の程度が同法別表第三に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。）
 - ⑫ 一元化法附則第79条の規定によりなおその効力を有するものとされた私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第106号）第1条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（昭和28年法律第245号）の規定に基づく障害年金（障害の程度が同法第25条第1項において準用する旧国共済法別表第三に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。）
 - ⑬ 国会議員互助年金法を廃止する法律（平成18年法律第1号）附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法（昭和33年法律第70号）第2条第1項の互助年金のうち公務傷病年金及び国会議員互助年金法を廃止する法律附則第11条第1項の公務傷病年金

⑭ 執行官法の一部を改正する法律（平成19年法律第18号）による改正前の執行官法

（昭和41年法律第111号）附則第13条の規定に基づく年金たる給付のうち増加恩給

- (2) 障害基礎年金及び(1)に掲げる公的年金給付（以下「障害基礎年金等」という。）の給付を受けることができる受給資格者が受給する障害基礎年金等以外の公的年金給付等（子を有する者に係る加算に係る部分に限る。）について、**児童扶養手当の支給の制限を行うこととし、当該制限の対象となる児童扶養手当の額の計算方法等を定めること。**（第6条の5関係）
- (3) 障害基礎年金等の給付を受けることができる受給資格者が受給する障害基礎年金等について、**その給付のうち子を有する者に係る加算に係る部分についてのみ児童扶養手当の支給の制限が行われるところ、当該制限の対象となる児童扶養手当の支給の額の計算方法等を定めること。**（第6条の6関係）
- (4) 受給資格者が障害基礎年金等の給付を受けることができる場合における**所得の範囲**について、受給資格者が受給している非課税所得である公的年金給付等を**所得に加える**こと。（第6条の7関係）
- (5) 受給資格者が障害基礎年金等の給付を受けることができる場合における所得の額の計算方法について、総所得金額を、非課税所得である公的年金給付等を課税所得である公的年金等とみなして公的年金等控除等を適用して算定した額とすること。（第6条の7条関係）

2. 施行期日等

- (1) 改正政令は、令和3年3月1日から施行すること。
- (2) 改正政令の施行に際し必要な経過措置を下記のとおり設けること。
 - ① 1. (4)については、令和3年3月以後の月分の児童扶養手当の支給の制限及び児童扶養手当に相当する金額の返還について適用し、同年2月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限及び児童扶養手当に相当する金額の返還については、なお従前の例によること。
 - ② 令和3年3月から10月分の児童扶養手当の支給の制限及び児童扶養手当に相当する金額の返還についての1. (5)の適用に当たっては、国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第270号）附則第5条の規定によりなお従前の例によることとされる同令第4条の規定による改正前の児童扶養手当法施行令第4条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定を読み替えること。
- (3) その他関係政令について所要の規定の整備を行うこと。

第2 改正省令関係

1. 児童扶養手当法施行規則の一部改正

- (1) 障害基礎年金等の給付を受けることができる受給資格者の障害基礎年金等の給付に係る一時金が支給されたときに停止される当該給付であって、改正令の規定による改正後の児童扶養手当法施行令（以下「新令」という。）の規定により支給が停止されていないものとして算定する給付（子を有する者に係る加算に係る部分に限る。）については、その給付の全額について支給が停止されていないものとみなして、併給調整を行う場合の計算を行うこととすること。

- (2) 当該計算並びに新令第6条の3第2項第2号及び第6条の5第2項第2号の厚生労働省令で定める額の計算に当たり、遺族年金、障害年金等の支払期日から1年を経過したときの計算に用いることとされている利率について、現行は5%と規定されているところ、民法（明治29年法律第89号）第404条第2項に規定する法定利率（3%）に改めること。
- (3) その他、様式の改正など、所要の規定の整備を行うこと。

2. 施行期日等

- (1) 改正省令は、令和3年3月1日から施行すること。
- (2) 改正省令の施行に際し必要な経過措置を設けること。

第3 運用に関する留意事項

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条（同法第31条の10において準用する場合を含む。）に規定する母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金の支給その他同法に基づく事業の実施に当たって、所得の範囲及び計算方法を児童扶養手当法施行令第3条第1項並びに第4条第1項及び第2項の規定の例により定めている場合があるが、当該場合については改正政令により新設される児童扶養手当法施行令第6条の7の規定の適用を受けないため、改正政令の施行にかかわらず、所得の範囲及び計算方法に変更がないことについてご留意頂きたい。